

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和3年10月28日（木）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和3年9月17日から令和3年10月28日まで

（2）現地調査箇所

税務事務所税務課、経営企画課、水道課、西上下水道サービスセンター、流杉浄水場

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

財務部

- ・納税課
- ・市民税課
- ・資産税課
- ・税務事務所税務課

上下水道局

- ・経営企画課
- ・水道課
- ・西上下水道サービスセンター
- ・流杉浄水場

（2）対象期間

令和2年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

(1) 財務部 納税課

- ア 領収した現金について、即日又は領収した翌日までに指定金融機関等への払込みがされていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
- イ 金銭管理簿の記載において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。
 - (ア) 休日実態調査用のつり銭を記載していなかった。
 - (イ) 証券分の金額を払込未済額に加えていないものがあった。
 - (ウ) 金種別の金額の合計が金庫内合計と一致していないものがあった。

(2) 財務部 市民税課

- ア 公印及び机について、備品台帳へ記載されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

(3) 財務部 資産税課

- ア 超過勤務手当等の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。
 - (ア) 休日の勤務における代休日の指定は、1日単位で行わなければならないが、4時間単位の指定が可能と誤解し、4時間の代休日の指定を行ったこ

とにより、休日給が過小支給となっていた。

(イ) 超過勤務命令簿において、休憩時間数を誤って記載していたことにより超過勤務手当が過大支給となっていた。

(ウ) 超過勤務命令簿において、延勤務時間数や支給区分ごとの月の計を誤って記載していたことなどにより、超過勤務手当が過大又は過小支給となっていた。

イ 月の累計誤りにより、特殊勤務手当が過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

(4) 財務部 税務事務所税務課

ア 領収した現金について、即日又は領収した翌日までに指定金融機関等への払込みがされていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

(5) 上下水道局 水道課

ア 令和2年度に購入したスマートフォンについて、備品台帳へ記載されていなかったもので、改善を図られたい。

イ 超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 累計時間を誤って記載していたことにより、過小支給となっていた。

(イ) 平日の超過勤務について、支給区分を125/100で記載すべきところ、誤って135/100として記載したことにより、過大支給となっていた。

(6) 上下水道局 西上下水道サービスセンター

ア 単価契約による業務委託契約の締結(婦中地域処理施設濃縮汚泥運搬処分業委託等)において、契約締結に係る伺が作成されておらず、然るべき専決基準・合議基準に基づく決裁がされていなかったもので、改善を図られたい。

イ 契約出納課において契約書を取り交わす際、契約結果一覧表を作成し、公印管理者欄に承認を受けることで公印を押印していたが、決裁済の原議を公印管理者に提示していなかったもので、改善を図られたい。

ウ 支障物件の移設にかかる回答文書において、公印管理者の承認を受けずに公印が押印されているものが見受けられたので、改善を図られたい。

エ 行政財産である保内簡易水道低区・高区配水場敷地の一部を継続利用の意思確認のみで使用させていたので、改善を図られたい。

オ 休日の勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間に対しては休日給、それ以外の勤務した時間に対しては超過勤務手当135/100を支給すべきところ、勤務した全時間に対して超過勤務手当135/100として支給したことにより、手当が過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 上下水道局

本市においては、平成 22 年に債権管理事務の適正化・効率化をねらいとした富山市債権管理条例の制定を契機に、債権の放棄についての規定を設けるとともに、債権放棄を行った場合は、議会への報告を義務付けている。

条例の制定後、上下水道局は、一体的に請求されている下水道使用料（公債権）の消滅時効の完成（時効起算日から 5 年経過）に合わせて水道料金（私債権）の債権放棄を行い、議会に報告をしている。

しかしながら、水道料金の消滅時効の完成が、時効起算日から 2 年を経過したときであることから、このときより債権放棄を行うまでの間、水道料金の未収金を会計帳簿上から外す手続き（不納欠損処理）を行い、以後、簿外債権として管理することとしている。

この不納欠損処理及び簿外管理については、富山市債権管理条例が制定される前からの事務処理方法であるが、条例制定の趣旨を踏まえ、債権管理のあり方について検討されたい。